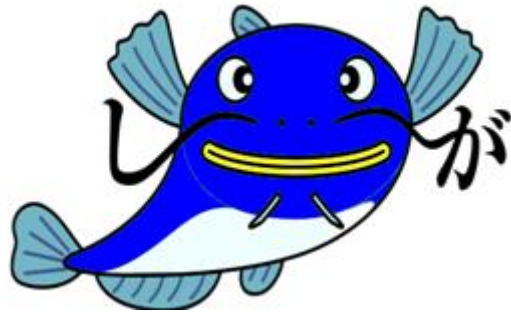


公益社団法人
滋賀県臨床検査技師会

(規程など)



目次

1. 会費規程
2. 理事及び監事の報酬等の支給基準（役員の報酬等に関する規程）
3. 旅費規程
4. 講師料・日当について（研修会など）
5. 慶弔規程
6. 会計事務取扱規程
7. 組織運営規程（各部の事務）
8. 役員選挙規程
9. 会議室利用規則
10. いぶき賞選考規程

会 費 規 程

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 27 年 6 月 5 日一部改正

平成 29 年 6 月 9 日一部改正

(総則)

第 1 条 公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の会費に関してはこの規定の定めるところによる。

(会費等の取扱)

第 2 条 定款第 6 条に基づき、入会を認められた者は、この規程の定めに従い入会金、会費を納入しなければならない。

(入会金)

第 3 条 新たに正会員として入会を希望する者の入会金は 500 円とする。

(再入会時の入会金)

第 4 条 退会した者が、再度入会する場合も入会金 500 円を納入するものとする。

(会費)

第 5 条 会員は次の会費（年会費）を納入しなければならない。

年会費

正 会 員	年額 5,000 円
賛助会員（個人）	年額 30,000 円／一口
賛助会員（法人）	年額 30,000 円／一口

(会費の使用)

2 前項の会費の使途は、次の各号によるものとする。

正会員が収める会費は、30%以上を公益事業会計に、その他を法人会計に振り分け、当会の事業運営に使用する。

賛助会員が収める会費は、法人会計に振り分け、当会の事業運営に使用する。

第 6 条 定款第 5 条第 3 項に基づき、名誉会員と認められた者は、年会費を免除するものとする。

(会費の納期)

第 7 条 会費の納期は次の通りとする。

- 1) 新たに入会が認められた者は、入会承認の通知を受けた日から 1 箇月以内に会費を納入しなければならない。なお、事業年度途中に入会した会員の年会費も年額の全額とする。
- 2) 継続する会員は、毎事業年度開始前の理事会で定めた日までに年会費を納入しなければならない。
- 3) 継続する会員が、年度開始から 3 ヶ月以内に会費を納入しない場合には会員資格の停止となり、定款第 10 条(1)に定める会費を 1 年以内に履行しなかったときは会員資格を喪失する。ただし、期日までに会費を納入出来ない事情について、予め、会費納入遅延理由書として理事会に提出、受理されている場合にはこの限りではない。

(会費の減免)

第 8 条 理事会は、第 5 条の規定に関わらず、会費の減免を議決することができる。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立の登記の日から施行する。

この規程は平成 27 年 6 月 5 日総会承認後一部改正した。

この規程は平成 29 年 6 月 9 日総会承認後一部改正した。

理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 29 年 6 月 9 日一部改正

総 則

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下 当法人）の定款第 27 条の規定に基づき、役員¹の報酬等及び費用²に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

報酬等

(報酬等の支給)

第 3 条 当法人の理事及び監事は、無報酬とする。

2. 役員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

費 用

第 4 条 当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

雑 則

(公表)

第 5 条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準に準じて公表するものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程において、第 3 条を改める場合は総会の決議を、その他の条分を改める場合は理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1.この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立の登記の日から施行する。

2.この規程は平成 29 年 6 月 9 日総会承認後一部改正した。

旅費規程

平成 24 年 4 月 1 日施行

(総 則)

第 1 条 この規程は、会務のために行動する当会役員および会員などに対し支給する旅費に関し、当会の予算事情を勘案しその支給基準を定め、会務の円滑な運営に資するとともに予算の適性かつ効率的な支出を図ることを目的として定める。

(行動の順路および日数)

第 2 条 旅費は旅行者の所属する施設を起点とし、最短距離の順路により計算する。ただし、会務の都合または天災など、その他、やむを得ない事由で順路により行動することができなかつた場合は、その現に経過した経路による。

(旅費の種類)

第 3 条 旅費とは、公共交通機関の運賃、急行・特急料、寝台料、有料道路通行料、宿泊料、車馬賃、食事料、および日当とする。

2. 自家用車使用については、鉄道、バス運賃に準じて算定する。ただし、道路通行料については通行領収書をもって支給する。

3. 支給額は別表基準による。

第 4 条 行動を必要とするときは、用件、出張先、出発帰着月日、旅行者氏名を所定の用紙（表Ⅱ）に記載し、事務局長を経て会長の承認を得なければならない。

(旅費の調整)

第 5 条 会長は、当会の予算額の範囲内で会務の旅行旅費を支給するものであって、公共の交通機関に準じて支給し、会長もしくは各部長の命じたものを優先して支給調整することができる。ただし、時宜により、一部もしくは全部を支給しないことがある。

(旅費の二重支給の禁止)

第 6 条 会長が会務のため行動を命じたもののうち、当該行動について旅行者が当会以外から旅費の支給を受ける、あるいは受けた場合は支給しない。

(取り扱いの特例)

第 7 条 旅費取り扱いで、特別の事情によりこの規程によることができないものについては、常務理事会で処理する。

(規程の変更)

第 8 条 この規程は、理事会の議決を経なければ、変更することができない。

附則

この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立の登記の日から施行する。

表 I 公務旅費規程

区 分	支 給 額
旅 費	運賃実費 (100 km以上特急など指定席利用可)
有料道路等 交通料金	実費 (要領収書 又は 利用証明)
宿 泊 料	1 泊 12,000 円以内の実費 (要領収書) ※ 都市部は考慮あり (要事前申請)
車 賃 (タクシー等)	実費 (要 領収書)
日 当	1 日 3,000 円
(日臨技に準じる)	半日 1,500 円"

表 II (A4 版用紙を使用)

出張願

提出日 _____

公益法人 滋賀県臨床検査技師会

会長 様

氏名 _____

会員番号 _____

所属 _____

下記の通り出張の許可をお願いします。

記

1. 用件
2. 出張先
3. 期間
4. 特記事項

以上

講師料・日当について

平成25年4月1日施行

各部門・分野により講師料などの支出金額が統一されていませんでした。
新年度より講師料・日当の支払い金額は下記を参考にして下さい。

【講師料】 県内臨床検査技師	5 0 0 0 円（税抜）
県外臨床検査技師	1 0 0 0 0 円（税抜）
県内他職種（看護師・薬剤師など）	1 0 0 0 0 円（税抜）
県外他職種（看護師・薬剤師など）	2 0 0 0 0 円（税抜）
他職種（医師）	3 0 0 0 0 円（税抜）
医師（地位により）	5 0 0 0 0 円（税抜）

交通費は必要に応じて、各別途支払う
金額に関しては上限とする。

【日当】

実技研修会などのスタッフ（分 4 0 0 0 円

野委員など）の日当 一日

半日 2 0 0 0 円

金額に関してはいずれも上限とする。

慶弔規程

平成24年4月1日 施行

(総則)

第1条 この規程は、会員または他団体および個人にたいする慶祝ならびに弔慰について定める。

(慶祝)

第2条

1. 本会が関係する団体および個人の祝賀について、会長が特に必要と認めた場合、相応の金品、電信および文書等で慶祝する。
2. 会員が結婚する場合、電信にて慶祝する。

(弔慰)

第3条

1. 会員には供花、電信または香典などにて弔慰をあらわす。
2. 会員の配偶者および1親等（但し姻族は同居に限る）には供花または電信にて弔慰をあらわす。
3. 本会が関係する団体および個人については、会長が特に必要と認めた場合 応分の供物をする。

第4条 会員、親族などによる会員の申し入れにより、これを行うものとする。

第5条 会長は、第2条、第3条を行ったときは、理事会に報告し承認を得るものとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決によらねばならない。

会計事務取扱規程

平成24年4月1日施行

(総則)

第1条 この規定は公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下「会」という）の会計事務の取扱いについては、定款および組織運営規程によるほかこの規定の定めるところによる。

(会計事務の原則)

第2条 この会計事務の手続きおよび原則は、公益法人会計基準に基づくものとする。

(業務・担当)

第3条 会計は、経費および物品の出納事務を取扱い、会計担当理事（以下会計という）がこれを行う。

2. 振替口座、預金通帳等の名義は、滋賀県臨床検査技師会とし、住所、代表者については、会計業務の関係上、会計担当理事の所在地、氏名とする。
3. 会計は理事会の議決を経て担当補助者を指名し、業務を補佐させることができる。

(会計帳簿)

第4条 会計帳簿は、次のとおりとする。

1. 主要簿 仕訳帳、総勘定元帳
2. 補助簿 現金出納簿、会員名簿、備品台帳、元帳

(会計事務)

第5条 出納事務は、すべて文書により処理し、会長の決裁を得なければならない。

(予備費)

第6条 予測しがたい予算の不足を補うため、予備費として相当の金額を予算に計上するものとする。

2. 予備費を使用する場合は、常務理事会の議決を得なければならない。

(予算の遵守と流用)

第7条 会計担当理事は予算額を超える支出を行ってはならない。ただし、やむを得ない事由により他の余裕ある科目より流用する場合は、会長の承認を得なければならない。

また、その事由を決算書の備考欄に記載しなければならない。

(特別基金)

第8条 この会に、特別の資金に充てるため、基金をおくことができる。

2. 基金の運用については、理事会の議決によるものとする。

(備品の廃棄)

第9条 備品の廃棄は、理事会の議決によるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第10条 会計に関する帳簿・証書書類・その他の書類および電子媒体の保存期間は別表の定めるところとする。

2. 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。

3. 会計関係書類を廃棄するときは、保存期間経過のものも含み理事会の承認を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程で処理しがたい事項は、理事会の議決によるものとする。

第12条 この規程の改正は、理事会の議決を得なければ変更することはできない。

附則

この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立の登記の日から施行する。

別 表

保存期間	
10年保存	1. 決算書類（収支決算書、貸借対照表、財産目録を含む） 1. 予算書 2. 会計帳簿、会計伝票 3. 契約書
5年保存	1. その他の書類

組織運営規程 (各部局の事務)

(事務局と総務部)

第1条 総務部と事務局においては、次の事務を司る。

- 1) 定款、細則および諸規定に関すること。
- 2) 会務の報告に関すること。
- 3) 文書の接受発行に関すること。
- 4) 会議ならびに議事録に関すること。
- 5) 事務所の管理に関すること。
- 6) 職員人事に関すること。
- 7) 前各号に掲げるもののほか、他の主管に属さないもの。

(会計)

第2条 会計においては、次の事務を司る。

- 1) 会計簿の作製および保持に関すること。
- 2) 現金の保管出納に関すること。
- 3) 財政の確立に関すること。
- 4) 年度収支予算の編成に関すること。
- 5) 収支決算書の作成に関すること。
- 6) 毎月の経理状況に関すること。
- 7) 会務執行に必要な借入金に関すること。
- 8) 暫定予算に関すること。
- 9) その他会計に関すること。

(広報)

第3条 広報においては、次の事務を司る。

- 1) 会誌の編集、発行に関すること。
- 2) 編集委員会に関すること。
- 3) 内外文献に関すること。
- 4) その他刊行物に関すること。

(渉外情報)

第4条 渉外においては、次の事務を司る。

- 1) 啓蒙宣伝に関すること。
- 2) 関係法規に関すること。
- 3) 待遇改善に関すること。
- 4) 養成機関に関すること。
- 5) 関係団体との連携に関すること。
- 6) その他渉外に関すること。

(学術振興)

第5条 学術においては、次の事務を司る。

- 1) 検査部門別分野に関すること。
- 2) 前号の検査部門別分野の区分は、別表1の通りとする。

- 3) 部門・分野 毎に部員の互選によって次の役員をおく。
 - (1) 部門長 1 名
 - (2) 副部門長 1 名
 - (3) 分野長 1 名
 - (4) 副分野長 1 名
 - (5) 分野会計 1 名
 - (6) 分野委員 若干名
- 4) 部門長・分野長は理事会の承認を必要とし、任期は当該年度とする。
- 5) 部門長・分野長が任期途中で辞任もしくは欠けたときは、副部門長・副分野長がその職務を代行する。任期は前任者の残任期間とする。
- 6) 学術研究調査および学会に関すること。
- 7) 研究会、講習会の開催に関すること。
- 8) 内外学術団体との交流に関すること。
- 9) 定款第 4 条に定める事業。
- 10) その他学術に関すること。

(精度保障事業)

第 6 条 精度保障事業においては、次の事務を司る。

- 1) 臨床検査精度管理事業に関すること。
- 2) 臨床検査精度管理の調査研究に関すること。
- 3) 臨床検査精度管理の指導に関すること。
- 4) その他臨床検査精度管理に関すること。

(公益生涯事業)

第 7 条 生涯研修事業においては、次の事務を司る。

- 1) 会員の生涯教育に関すること。
- 2) 衛生思想の普及のための、公開研修等に関すること。
- 3) その他生涯研修に関すること。

(組 織)

第 8 条 組織においては、次の事業を司る。

- 1) 地区の活動に関すること。
- 2) 組織強化に関すること。
- 3) 会の事業に関すること。
- 4) 表彰に関すること。
- 5) 管理運営に関すること。
- 6) その他組織に関すること。

(厚生 共済)

第 9 条 厚生においては、次の事務を司る。

- 1) 無料職業紹介に関すること。
- 2) 高齢退職者に関すること。
- 3) 医療事故および検査苦情などに関すること。
- 4) 会員の親睦、レクリエーションおよび福利厚生に関すること。
- 5) 共済制度に関すること。
- 6) その他厚生に関すること。

役員選挙規程

平成24年4月1日施行

平成29年6月9日一部改正

第1章 総則

第1条 公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の役員選挙に関しては、定款および組織運営規程によるほか、規程の定めるところによる。

第2条 正会員は、選挙権および被選挙権を有する。

第3条 役員選挙は、総会において実施する。

第4条 役員の任期は、定款第25条の定めるところによるが、その改選などによる交代は、総会時とする。任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

第2章 組織と運営

第5条 選挙の運営および選挙に関する事務処理などを円滑に実施するために、選挙管理委員会および役員推薦委員会を置く。

第6条 選挙管理委員会の委員は、理事会において役員以外より選出し、その定員は3名とする。

2. 役員推薦委員会の委員は、選挙管理委員会において理事・監事及び選挙管理委員会以外より各地区2名選出し、その定員は6名とする。

第7条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし再任を妨げない。委員の欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条 委員長は委員の互選により、選出する。

第9条 委員長は委員会を代表し、選挙の管理ならびに役員推薦に関する事項を総括する。

第3章 会議

第10条 委員会は委員により構成される。

2. 委員会の議長は委員長とする。
3. 委員会は委員長が招集する。
4. 委員会は構成委員の半数以上の出席により成立する。
5. 委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により決定し、同数の場合は議長がこれを決定する。

第11条 委員会は必要に応じ、会員の出席を求め意見を聞くことができる。

第4章 選挙管理

第12条 選挙管理委員会は、次に掲げる選挙事務を行う。

- 1) 選挙の告示
- 2) 選挙人名簿の確認
- 3) 立候補および推薦候補の受付と告示
- 4) 選挙公報の作成および発行
- 5) 投票用紙の作成および交付
- 6) 投票および開票の管理
- 7) 当選の確認および公示
- 8) 選挙運動の統制

9) その他選挙に関する必要事項

第13条 選挙告示は投票日の60日以前とし、役員候補者名簿は投票日15日以前に会員に公示しなければならない。

第14条 選挙管理委員会は、選挙告示前に選挙人名簿を確認し、必要に応じてこれを公開しなければならない。

第15条 委員は選挙運動を行ってはならない。

第16条 委員は役員に立候補、または推薦候補となることはできない。

第5章 立候補と推薦

第17条 役員は立候補および推薦候補とする。

第18条 役員に立候補しようとする者は、その役職名を指定して、選挙日より1ヶ月前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第19条 役員候補を推薦しようとする者は、候補者の承諾を得て選挙日より1ヶ月前までに、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第20条 候補者が定数に充たない場合は、役員推薦委員会で推薦し調整することができる。

第21条 役員推薦委員会は選挙公示日までに、選挙管理委員会に候補者名簿を提出しなければならない。

第22条 立候補を辞退するときは、推薦者の承諾を得て辞退届を立候補締切前に選挙管理委員会に届けなければならない。

2.推薦候補者が辞退するときは、推薦者の承諾を得て辞退届を立候補締切前に選挙管理委員会に届けなければならない。

第23条 役員推薦委員会は、役員候補者の推薦に当たっては当該者の承認を得なければならない。

第24条 監事選任は、役員推薦委員会が行い理事会に報告し、総会において会員の承認を得るものとする。ただし、隔年に任期を終了するよう配慮する。

第6章 選挙と投票

第25条 選挙は、次に掲げる方法によるものとする。

- 1) 理事は連記無記名投票により、選出する。
- 2) 開票結果報告は総会の席上で行う。

第26条 選挙人は被選挙人名簿（投票用紙）の中から選挙しようとするものを選挙要項に基づき、無記名で投票する。

2. 投票は選挙人自ら投票箱に入れる。

3. 通信投票の場合は、規定用紙に記入の上、封筒に入れ（封筒には選挙人の住所、氏名を銘記する）、開票当日までに選挙管理委員会宛送付する。選挙管理委員会は当日まで保管し、当日開票前に立会人の前で封を開き、内容を見ずに投票箱に入れる。投票者が有権者数の過半数を超えないと開票することはできない。

第27条 開票は、役員以外の正会員2名の立ち会いを必要とする。

第28条 当選者は、有効投票の最多数を得票した者より、上位順にこれを決定する。

第29条 当選を決定する候補者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。

第30条 候補者が定数のときは、信任されたものとする。

第31条 選挙管理委員会は開票の結果、当選者氏名を公開しなければならない。

第7章 補則および付則

第 32 条 この規程遂行に関する必要事項は、委員会においてこれを決定する。ただし、その事項に関しては、理事会の承認を得なければならない。

第 33 条 この規程の改廃は、総会の議決によらなければならない。

附則

この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立の登記の日から施行する。

この規程は平成29年6月9日 総会承認後一部改正した。

第18条（別記様式1）

立 候 補 届	
立候補	理事
上記の役員に立候補します。	
	平成 年 月 日
地区：（ ）地区	
施設名：	
立候補者氏名	印
会員番号：	
公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会選挙管理委員会殿	

第19条（別記様式2）

推 薦 候 補 届

候補者 理事

上記役員に本人の承諾を得て推薦者の責任のもとに推薦します。

平成 年 月 日

候補者氏名

印

地区：()地区

施設名：

会員番号

推薦者氏名

印

地区：()地区

施設名：

会員番号

推薦者氏名

印

地区：()地区

施設名：

会員番号

公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会選挙管理委員会殿

辞 退 届

理事

上記の役員候補を辞退いたします。

平成 年 月 日

地区：()地区 施設名：

辞退者氏名 印
会員番号：

推薦者氏名 印
会員番号：

推薦者氏名 印
会員番号：

公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会選挙管理委員会殿

(公社)滋賀県臨床検査技師会会議室使用規則

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 12 月 16 日改正

(目的)

第1条 この規則は、(公社)滋賀県臨床検査技師会議室(以下、会議室という)の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の範囲)

第2条 会議室は、(公社)滋賀県臨床検査技師会(以下、技師会という)の主催する会合、並びにその関係する会合に使用するほか、各部会および部門の主催する会合に使用することができる。

(管理者の任命)

第3条 会長は、会議室の運営のため管理者を任命する。

(使用の手続)

第4条 第2条の規定によって使用しようとするときは、その部会または部門長は、使用日時、会合の名称、内容、人員等を所定手続きにのっとり、事務局に申請する。

第5条 前条の使用申込書は、使用期日の 1 週間前までに提出しなければならない。ただし、特別の理由により、会長の許可を受けた場合は、この限りでない。

2. 使用後は会議室使用記録を事務局に提出する。

(使用時間及び区分)

第6条 使用時間は原則として午前 9 時より午後 10 時までとする。

(使用上の注意)

第7条 会議所の使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災防止には特に留意すること。
- (2) 会議室の使用にあたっては建物、設備、備品、使用器具等の紛失、破損、汚損のないように注意すること。
- (3) 使用時間を遵守し使用後は設備、備品、使用器具等を整理整頓、清掃し、次の使用者が使用できる状態にしておくこと。
また、水道、電気等の閉栓および戸締りを確認の上、鍵を返却すること。
- (4) 発生したゴミはすべて持ち帰り、会議室には残さないこと。
- (5) 会議室内は禁煙とする。
- (6) 近隣に迷惑をかけること。

(賠償の責任)

第8条 使用中に建物又は附属物等をき損又は滅失したときは、原則として使用の許可を受けた者が、これを原状に回復しなければならない。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

いぶき賞選考規程

平成10年4月1日施行
平成14年10月1日一部改正
平成26年10月1日一部改正

(総則)

第1条 いぶき賞(以下、本賞)は、仁木偉瑳夫氏ならびに岡部英俊氏が「いぶき賞基金」に寄付された原資をもって設置し、(公社)滋賀県臨床検査技師会(以下、本会)に委託し運営する。この規程はその選考について定めるものである。

(目的)

第2条 本賞は、臨床検査に関する学術及び技術の向上に寄与することを目的とする。

(審査の対象)

第3条 本賞の対象者は、臨床検査の分野において優れた論文発表あるいはそれと同等に評価される業績のある本会の正会員とする。

(受賞)

第4条 本賞の受賞は、原則として毎年1回行うものとする。

(選考)

第5条 本賞の選考は、本会の理事会の承認により決定する。

第6条 本賞の候補者は、次の各号の何れにも該当するものとする。

- 1) 本賞の候補者は原則として年1名とする。ただし、共同研究などの場合は、複数名を候補者とすることができる。
- 2) 対象論文やそれと同等に評価された業績は、過去3年以内のものとする。
- 3) 原則として過去に本賞を受けたものは、受賞対象とはならない。

(推薦)

第7条 本賞の候補者は、本会の学術部が推薦し決定する。

(表彰)

第8条 本賞の表彰は、滋賀県医学検査学会等において行う。なお、副賞は3万円とする。ただし、共同研究などによる複数者の場合もあわせて同額とする。

(細則)

候補者の選考は学術部内で審議を行い理事会に答申する。決定した当該候補者の選考理由については、理事会で経緯等の詳細を報告しなければならない。

(附則)

- 1) 本規程は、平成10年4月1日より実施する。
- 2) 本規程は、平成14年10月1日より改正し実施する。
- 3) 本規程は、平成26年10月1日より改正し実施する。
- 4) 本規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。